

※区分に応じ、委託講習会実施申請できる最低人数を下記の通り定める
 ※共通科目Ⅱについては、委託講習会実施申請時に10名以上の受講者が必要

区分	摘要
A	講習会実施申請時に10名以上の受講者数が必要な競技
B	講習会実施申請時に7名以上の受講者数が必要な競技
C	講習会実施申請時に、5名以上の受講者数が必要な競技

NO	団体名	区分
1	公益財団法人 日本陸上競技連盟	A
2	公益財団法人 日本水泳連盟	A
3	公益財団法人 日本サッカー協会	A
4	公益財団法人 全日本スキー連盟	A
5	公益財団法人 日本テニス協会	A
6	公益社団法人 日本ボート協会	B
7	社団法人 日本ホッケー協会	B
8	公益財団法人 日本バレーボール協会	A
9	公益財団法人 日本体操協会	A
10	公益財団法人 日本バスケットボール協会	A
11	公益財団法人 日本スケート連盟	B
12	公益財団法人 日本レスリング協会	C
13	公益財団法人 日本セーリング連盟	C
14	一般社団法人 日本ウエイトリフティング協会	C
15	公益財団法人 日本ハンドボール協会	A
16	公益財団法人 日本自転車競技連盟	C
17	公益財団法人 日本ソフトテニス連盟	A
18	公益財団法人 日本卓球協会	A
19	公益財団法人 全日本軟式野球連盟	A
20	公益財団法人 日本相撲連盟	C
21	公益社団法人 日本馬術連盟	C
22	公益財団法人 全日本柔道連盟	B
23	公益財団法人 日本ソフトボール協会	A
24	社団法人 日本フェンシング協会	B
25	公益財団法人 日本バドミントン協会	A
26	公益財団法人 全日本弓道連盟	A
27	社団法人 日本ライフル射撃協会	C
28	公益社団法人 全日本剣道連盟	A
29	公益財団法人 日本ラグビーフットボール協会	A

NO	団体名	区分
30	社団法人 日本山岳協会(山岳)	A
	社団法人 日本山岳協会(スポーツクライミング)	C
31	公益社団法人 日本カヌー連盟	C
32	公益社団法人 全日本アーチェリー連盟	B
33	公益財団法人 全日本空手道連盟	A
34	公益財団法人 日本アイスホッケー連盟	C
35	公益社団法人 全日本銃剣道連盟	C
36	社団法人 日本クレール射撃協会	C
37	公益財団法人 全日本なぎなた連盟	A
38	公益財団法人 全日本ボウリング協会	C
39	社団法人 日本綱引連盟	C
40	公益財団法人 日本ゲートボール連合	A
41	公益社団法人 日本カーリング協会	C
42	社団法人 日本パワーリフティング協会	C
43	公益社団法人 日本グラウンド・ゴルフ協会	C
44	公益社団法人 日本トライアスロン連合	B
45	公益財団法人 日本ゴルフ協会	B
46	一般財団法人 日本バウンドテニス協会	C
47	社団法人 日本エアロビック連盟	C
48	一般財団法人 日本ドッジボール協会	C
49	公益社団法人 日本チアリーディング協会	C
50	特定非営利活動法人 日本ローラースポーツ連盟	C
51	公益社団法人 日本ダンススポーツ連盟	B
52	社団法人 日本アメリカンフットボール協会	C
53	一般財団法人 社会スポーツセンター	C